これは理解を助けるための参考の文書です。正式な文書は保健所が発行した日本語の文書です。

	 保第			号
		年	月	日
		保健	所長	
入院勧告書				

あなたは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第6条に 規定する<mark>指定感染症(新型コロナウイルス感染症</mark>)に感染していることが判明しました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定に基づき、法第19条第1項(法第26条で準用)を準用し、下記のとおり入院を勧告します。

なお、この勧告に従わない場合は、法第19条第3項(法第26条で準用)の規定に基づき入院の措置を 実施することがあります。

- 1 入院する医療機関
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
- 2 入院すべき期限

年 月 日までに入院してください

3 入院する期間

年 月 日から 年 月 日まで

- 4 入院を勧告する理由
 - (1) 感染症のまん延を防止するため
 - (2) 感染症の症状が認められるため
- 5 その他

あなたは、法第22条第3項(法第26条で準用)の規定に基づき退院を求めることができ、その結果、当該感染症の病原体を保有していないこと、または、 当該感染症の症状が消失したことが確認された場合は、法第22条第1項 (法第26条で準用)の規定に基づき入院は終了します。

また、法第24条の2第1項の規定に基づき、入院中にあなたが受けた処遇について、文書又は口頭により苦情の申出をすることができます。

担	当:	